



創業の促進は、雇用の創出など市内経済に大きく寄与するものとして、今後の横浜経済の活性化に欠かせません。そこで、創業に際して必要になる経費の一部を助成することで、横浜での創業の裾野拡大を図ります。

【募集内容】

1 申請期間

平成29年8月1日（火）～平成29年11月30日（木）まで

2 助成対象

- (1) 対象者：横浜市創業支援事業計画※に位置付けられているセミナー等を受講し、本市から受講の証明を受けている方で、平成29年4月1日以降に市内で創業する又は創業した方となります。
詳細は「4 応募方法」をご覧ください。
※ 創業支援事業計画の概要及び証明書の発行については、下記 URL をご参照ください。
⇒ <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/sogyo/venture/20140728105253.html>
- (2) 対象経費：創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、広報費
- (3) 対象期間：平成29年4月1日から平成30年2月28日まで
* 上記期間内に対象となる経費の支出が完了したものが対象となります。

3 助成率及び助成限度額

助成対象経費の1/2以内、最大30万円まで

4 応募方法

事前に電話連絡の上、申請書類を横浜市経済局経営・創業支援課に持参または郵送（簡易書留）ください。
★詳細や申請書類等については、ホームページをご覧ください。
⇒ <http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/sogyo/venture/20170727095419.html>

5 交付の流れ

平成30年1月下旬に交付・不交付を決定し、交付決定者には同年3月12日までに実施報告書をご提出いただきます。提出された報告書に基づき3月下旬に交付金額を確定し、平成30年5月に助成金を交付します。

お問合せ先		
経済局経営・創業支援課長	今宮 佳浩	Tel 045-671-2575

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。